

平成22年度科学研究費補助金「新学術領域研究（研究領域提案型）」に係る審査概況とその検証結果

平成22年7月20日

科学技術・学術審議会学術分科会

科学研究費補助金審査部会

はじめに

○ 新規の研究領域

I	審査概況	3
1	応募書類の受付	
2	審査体制	
3	審査方法	
II	「審査概況」に対する検証結果	6
1	「応募書類の受付」について	
2	「審査体制」について	
3	「審査方法」について	
4	その他	
III	審査に関して寄せられた主な意見等	7

○ 継続の研究領域（公募研究）

I	審査概況	9
1	応募書類の受付	
2	審査体制	
3	審査方法	
II	「審査概況」に対する検証結果	11
1	「応募書類の受付」について	
2	「審査体制」について	
3	「審査方法」について	
4	その他	
III	審査に関して寄せられた主な意見等	12

【参考資料】 14

- 1 平成 22 年度科学研究費補助金審査機構図
- 2 平成 22 年度「新学術領域研究（研究領域提案型）」の審査担当委員会の開催実績
- 3 継続の研究領域（公募研究）の審査を行う専門委員会における審査の流れ（イメージ）

はじめに

今回、審査概況の確認とその検証を行ったのは、平成 22 年度「新学術領域研究（研究領域提案型）」に関する審査である。

「新学術領域研究（研究領域提案型）」の審査は、新規の研究領域及びその研究領域を構成する「計画研究」の審査と、継続の研究領域の「公募研究」の審査に分けられる。

新規の研究領域については、230 件の応募研究領域が対象であり、継続の研究領域については、平成 21 年度に設定された 21 研究領域に係る「公募研究」の応募研究課題が対象である。

(注) 文中に使用する用語は以下のとおり要約し、一般的な呼称等を活用して表記している。

- ・新学術領域研究（研究領域提案型）→「研究領域提案型」
- ・「研究領域提案型」の領域代表者→「領域代表者」
- ・科学技術・学術審議会学術分科会科学研究費補助金審査部会→「審査部会」
- ・「研究領域提案型」に係る応募研究領域 →「研究領域」
- ・「研究領域」を構成する応募研究課題（計画研究・公募研究）に係る応募研究課題 →「研究課題」
- ・応募時に提出する「研究領域」の計画調書 →「領域計画書」
- ・研究課題の研究計画調書 →「計画調書」
- ・「研究領域提案型」の審査を担当する「人文・社会系委員会」、「理工系委員会」及び「生物系委員会」
→「各系委員会」
- ・「研究領域提案型」の審査を担当する「各系委員会」及び「複合領域委員会」の総称 →「各委員会」
- ・「研究領域提案型」（公募研究）の審査を担当する委員会 →「専門委員会」
- ・「各委員会」、「専門委員会」又は審査意見者作成者が行う審査に係る調査（採択候補研究領域・研究課題の選定全般）→「審査」
- ・「各委員会」、「専門委員会」を構成する審査委員 →「評価者」
- ・「評価者」が審査関係資料をもとに個別に行う審査 →「書面審査」
- ・「各委員会」、「専門委員会」が「書面審査」、「ヒアリング」の結果を踏まえて行う合議による採択候補研究課題の選定 →「合議審査」
- ・日本学術振興会「電子申請システム」→「電子申請システム」
- ・平成 22 年度 科学研究費補助金 系・分野・分科・細目表 →「系・分野・分科・細目表」
- ・科学研究費補助金における評価に関する規程 →「評価規程」
- ・科学研究費補助金「新学術領域研究」の審査要綱 →「審査要綱」
- ・「審査要綱」の「Ⅱ 審査方法 一研究領域提案型 (2) 継続中の研究領域」中、
公募研究の書面審査の際「評価の際「問題がある」又は「不十分である」と判断した項目（所見）」
→「定型所見」

○ 新規の研究領域

I 審査概況

1 応募書類の受付

応募書類は、「電子申請システム」を活用して受け付けており、次のとおり二段階に分けて提出されている。

- ① 「領域計画書」は、全ての領域代表者（研究組織及び経費欄の一部は各計画研究の研究代表者が入力）が平成 21 年 11 月 10 日までに提出
- ② 「計画調書」は、ヒアリング対象となった研究領域について、当該研究領域を構成する計画研究の研究代表者が各自作成し、領域代表者が取りまとめて平成 22 年 3 月 23 日までに提出

また、領域代表者は、研究計画の内容に照らし、審査を希望する区分を「人文・社会（人社）」、「理工」、「生物」、「人社・理工」、「人社・生物」、「理工・生物」、「人社・理工・生物」の中から必ず一つ選択することとしている。

2 審査体制

審査は、「科学研究費補助金における評価に関する委員会の設置について」（平成 21 年 3 月 23 日研究振興局長決定）に基づき置かれる委員会において、「評価規程」に則り実施した。

また、合議審査に当たっては、前述の「審査を希望する区分」に応じ、次のように担当する委員会を定めている。

審査を希望する区分	委員会
人文・社会（人社）	人文・社会系委員会
理工	理工系委員会
生物	生物系委員会
人社・理工	複合領域委員会
人社・生物	
理工・生物	
人社・理工・生物	

各系委員会は、過去の応募状況や各評価者の専門性等を勘案して一委員会当たり十数人から二十数人の評価者で構成している。また、複合領域委員会は、「人文・社会系委員会」、「理工系委員会」及び「生物系委員会」の三つの委員会を構成する評価者の中から、それぞれ 6 人を選定し構成している。

なお、本年度の審査において、生物系委員会については、平成 21 年度に終了し

た生命科学系3分野（がん、ゲノム、脳）の特定領域研究に関わっていた研究者から多数の応募が見込まれたため3人を臨時に増員した。

ヒアリング対象研究領域については、関連分野に精通する研究者（評価者以外の者）に対し「領域計画書」及び「計画調書」に関する審査意見書の作成を依頼している。

3 審査方法

審査は、概ね次の手順で進めている。

① 領域計画書の書面審査（平成21年12月上旬～平成22年2月上旬）

書面審査は、各系委員会を構成する評価者が領域計画書を基に実施している。

この段階では、審査を希望する区分として複数の「系」を選択した研究領域については、選択されたそれぞれの「系」で審査を行っており、各研究領域の書面審査に当たっては、審査基準に基づき「評点」を付すこととしている。

② 合議によるヒアリング対象研究領域の選定（平成22年2月下旬～3月上旬）

ヒアリング対象研究領域は、各委員会を構成する評価者が一堂に会し合議により選定している。

審査を希望する区分として「人文・社会（人社）」、「理工」又は「生物」を選択した研究領域については、それぞれ担当の委員会で書面審査結果を集計し、その内容を踏まえながら合議によりヒアリング対象研究領域を選定している。

審査を希望する区分として複数の「系」を選択した研究領域については、それぞれ担当の委員会で書面審査結果を集計するとともに、複合領域委員会における議論の参考とするため審査意見を集約する。その後、複合領域委員会においては、各系委員会における書面審査結果等を踏まえながら合議によりヒアリング対象研究領域を選定している。

なお、ヒアリング対象研究領域数は、各委員会における採択予定件数の倍数程度を目安として選定している。

③ 審査意見書の作成（平成22年4月上旬～中旬）

ヒアリング対象研究領域については、各委員会において採択候補研究領域及び当該研究領域の計画研究の採択候補研究課題を選定する際の資料とするため、「領域計画書」及び「計画調書」に関する審査意見書を作成している。

審査意見書作成者は、審査要綱の規定において「ヒアリング対象研究領域ごとに学術調査官が推薦する関連分野に精通する研究者」の中から主査が3人程度の者を選考することとしている。

④ 領域計画書及び計画調書の書面審査（平成22年4月下旬～5月中旬）

各委員会を構成する評価者は、作成された「審査意見書」を参照しながら「領域計画書」及び「計画調書」に係る書面審査を実施している。

この段階の書面審査は、ヒアリングの実施に向け研究領域を構成する各研究課題の「計画調書」の内容の精査に力点を置いたものである。

⑤ ヒアリングの実施（平成22年5月中旬～下旬）

各委員会において、評価者が一堂に会し、「領域計画書」、「計画調書」、「審査意見書」及び「プレゼンテーション資料」をもとにヒアリングを実施している。ヒアリングにおいては、各研究領域としての研究内容から研究領域を構成する各研究課題の研究内容に至るまで、様々な観点で質疑が行われる。

また、府省共通研究開発管理システム（e-Rad）を活用し、不合理な重複や過度の集中の確認を徹底するため、領域代表者及び計画研究の研究代表者に係る一定額以上の研究費の受け入れ状況を資料として配付している。

なお、本年度の審査におけるヒアリングの実施日数は、人文・社会系委員会（1日）、理工系委員会（2日）、複合領域委員会（1日）は昨年と同様であったが、生物系委員会については、担当する審査件数が大幅に増加したことに伴いヒアリング対象研究領域数も増加したため3日間（昨年は1日）行った。

（参考：科学研究費補助金「新学術領域研究」の審査要綱（抜粋））

【ヒアリングの進め方（時間配分の目安）】

時間配分は、以下を目安とするが、質疑応答等のためにやむを得ない場合は、主査の判断により必要な範囲で増減することができる。

・領域代表者等から応募研究領域の説明	15分	} 40分
・質疑応答	20分	
・審議及びコメントの記載	5分	

⑥ 採択候補研究領域及び採択候補研究課題の選定

各委員会において、ヒアリング終了後、審査結果を踏まえながら合議により採択候補研究領域及び採択候補研究課題を選定している。

今回の採択候補研究領域数は次のとおりである。

委員会	応募件数	採択候補件数
人文・社会系委員会	9件	1件
理工系委員会	85件	8件
生物系委員会	104件	24件
複合領域委員会	32件	3件

II 「審査概況」に対する検証結果

1 「応募書類の受付」について

本研究種目では、他の研究種目にはない取り組みとして、応募書類を二段階に分けて提出（最初は「領域計画書」のみを提出し、その後ヒアリング対象研究領域のみが計画研究の計画調書を提出）することとしている。これにより、ヒアリング対象研究領域選定までの評価者の審査負担が軽減され、全体的に効率的な審査が実施できたものと考えられる。

また、応募者側にとっても、ヒアリング対象研究領域に選定された後、計画研究の計画調書を提出することになるため、「領域計画書」の内容と齟齬のない範囲で、最新の研究費の受給状況や業績を記載することができ、その他記載内容を精査することもできるなどの利点があり、来年度も引き続き二段階による受付を行っていくことが適当であると考えられる。

2 「審査体制」について

審査は、各委員会において「審査要綱」に則り進められ、採択候補研究領域及び採択候補研究課題が選定された。

各系委員会は、過去の応募状況や各評価者の専門性等を勘案して一委員会当たり十数人から二十数人の評価者で構成しており、多様な応募内容に適切に対応する観点で概ね妥当な体制であったと考えられる。また、生物系委員会については、平成21年度に終了した生命科学系3分野（がん、ゲノム、脳）の特定領域研究に関わっていた研究者から多数の応募が見込まれたため3人を臨時に増員し、書面審査期間も3週間ほど延長することで評価者の負担を多少軽減することができたと考えられる。

また、複合領域委員会は、各系委員会を構成する評価者の中から、それぞれ6人を選定し構成しており、書面審査結果とともに各系委員会における審査意見の内容も踏まえて合議を行うなど、多様な応募内容について適切に対応する観点でも概ね妥当な体制であったと考えられる。ただし、複合領域委員会の評価者は、各系委員会の合議審査に加え複合領域委員会担当分の合議審査も行う必要があり、将来的には、負担軽減につながる方途も検討していくことが求められる。

3 「審査方法」について

各委員会による審査は、「書面、ヒアリングによる審査」→「結果集計」→「集計結果を踏まえ全体合議」と進められている。

特に、ヒアリングにおいては、領域代表者からの説明後、研究内容に関する質問

はもとより、当該領域設定の必要性や計画研究・公募研究の果たす役割、若手研究者育成への取組等、様々な観点から質疑応答が行われ、その後の審議においては担当委員を中心に忌憚ない意見交換が行われた上で各評価者が評点を付しており、各研究領域について十分な議論が行われていると考えられる。

このように、審査は、各委員会における議論を経て最終的には全体合議により決定することとしており、仮に、評価者の専門分野が当該研究領域のテーマとかなり離れているため評価が難しい場合であっても、現在の審査手順により審査を進めることで特段問題になることはないと考えられる。

なお、「領域計画書」の書面審査及び「審査意見書」の作成については、「電子申請システム」を活用して審査結果を登録することとしている。これにより、評価者の負担が軽減されているため、今後も更に評価者にとって利用しやすいシステムとなるよう改善を図っていくことが求められる。

4 その他

○ 平成 21 年度に終了した生命科学系 3 分野（がん、ゲノム、脳）の特定領域研究については、これまで他の特定領域研究とは別に審査されていたが、基本的に他の分野と同様の取扱いの中で助成を行っていくべきとされたことから、本年度の新学術領域研究に対して、当該研究領域に関わっていた研究者から多数の応募があった。

特に生物系の応募件数が 104 件と昨年の 63 件から大幅に増加したが、あらかじめ応募件数が増加することが見込まれた生物系の評価者については 3 人増員し、書面審査期間を 3 週間ほど延長するとともに、ヒアリング日数も 3 日（昨年は 1 日）とすることで適切な審査が実施されたと考えられる。

○ 府省共通研究開発管理システム（e-Rad）を活用し、不合理な重複や過度の集中の確認を徹底しているが、今後も不合理な重複や過度の集中を排除するための取り組みとして充実していくことが求められる。

Ⅲ 審査に関して寄せられた主な意見等

評価者からは、審査に関して様々な意見等が寄せられており、主なものとしては次のことが挙げられる。

これらの意見等については、今後検討し、対応可能なものから改善していくことが求められる。

（評価者の選考等について）

○ 同一年度に日本学術振興会の審査委員を依頼されることもあり、文部科学省の科

研費の評価者との重複について何らかの対応をとれないか。

- 審査意見書作成者の評価が大きく割れているケースがある。審査意見書作成書について、応募者からこの研究者は避けて欲しいという希望を聞くことはできないか。

(審査資料について)

- ヒアリング対象領域を選定するための事前審査の際には電子媒体（CD）と紙で資料が送付されてきたが、その後のヒアリング対象領域の研究計画調書等の審査資料については紙のみで送付されてきたので、事前審査と同様に電子媒体（CD）も送付して欲しい。
- 新学術領域研究の計画研究の研究代表者として応募している者が、特別推進研究や基盤研究（S）の研究代表者として応募し、特別推進研究や基盤研究（S）が採択され当該研究種目の研究を実施する場合には、当初の研究計画をどのように変更するのか追加で書類を提出させるべきではないか。

(審査方法等について)

- 計画研究では基盤研究（S）クラスの研究費が措置されることも多いので、計画研究の各研究課題についてもっと丁寧な審査を行う必要があるのではないか。
- 研究領域毎のヒアリング終了後にコメントを記載する記入票には、領域全体についてのコメントを記載できるような欄を設けて欲しい。

○ 継続の研究領域（公募研究）

I 審査概況

1 応募書類の受付

応募書類は、「電子申請システム」を活用して受け付けており、平成 21 年 11 月 10 日までに計画調書の提出（送信）が完了したものを受理している。

受理した計画調書については、応募情報を電算処理した上で同年 12 月上旬までに、審査資料として印刷、製本等を行っている。

なお、応募情報を電算処理した結果、重複応募の制限に抵触するなど、審査対象から除外しなければならない応募研究課題はなかった。

2 審査体制

審査は、「科学研究費補助金における評価に関する委員会の設置について」（平成 21 年 3 月 23 日研究振興局長決定）に基づき置かれる専門委員会において、「評価規程」及び「審査要綱」に則り実施した。

専門委員会は、研究領域ごとに設置しており 8 人の評価者で構成している。その中には、当該研究領域を構成する研究者（領域代表者等）も一部参加している。

3 審査方法

(1) 書面審査の手順

書面審査は 12 月上旬から開始され、全ての研究課題について 3 人による審査が行われるようにしており、審査は 1 月 25 日までに終了することとしている。

なお、評価者は利害関係者に該当する研究課題があった場合には、12 月 17 日までに申し出ることとしており、当該研究課題については、同じ専門委員会に属する他の評価者が審査を行うこととしている。

(2) 書面審査の状況

書面審査は、研究課題ごとに、審査に当たっての着目点を踏まえ、4 項目の「評定要素」（「研究目的の独創性、妥当性」ほか）ごとに 4 段階の評点を付すとともに、「公募要領に示された領域の研究概要との整合性」について 3 段階の評点を付すこととなっている。更に、それらの評価結果に基づき「総合評点」について 5 段階の評点を付すこととなっている。この評価は 3 人の評価者がそれぞれ実施した。

また、あらかじめ領域代表者が作成した「領域代表者の立場から見た公募研究への期待等」（必要に応じ A4 判 1 枚以内で作成。）を参考資料として配付してい

る。今回は、「公募研究」の審査が行われた 21 研究領域のうち 17 研究領域の領域代表者から本資料の提出があった。

なお、この資料には公正な審査に影響を及ぼす可能性のある内容については、「記載することができない内容」として明記し、注意を促している。

【記載することができない内容】

- ▲ 特定の研究者、研究課題を指して有利（不利）に評価することを促すような内容。
（なお、「計画研究でカバーできていない「〇△研究」については、領域の運営基盤を強化する観点ではできるだけ考慮したい。」という程度であれば構わない。）
- ▲ 領域全体又は研究項目当たりの採択希望数に関する内容。
（なお、「各研究項目に理論研究者を最低 1 名は加えたい。」という程度であれば構わない。）
- ▲ その他、「公募要領に記載の研究概要と整合しない内容」あるいは「公募要領に記載の研究概要では読み取ることが著しく困難な内容」など、書面審査の公正さを歪めてしまうおそれのある内容。

また、書面審査時に「定型所見」を選択することとしているが、当該定型所見は、合議審査及び審査結果開示の際に活用した。

(3) 合議審査の状況

合議審査は、書面審査の結果を集計した上で実施しており、平成 22 年 2 月 16 日から 3 月 12 日までの間に各専門委員会で行った。

合議審査は、基本的に評価者全員で行うが、利害関係者に該当する研究課題の審査に当該評価者は加わらないこととしている。

合議審査では、あらかじめ審査部会で決定した「配分を行う額の上限」及び「採択予定件数」をもとに審査しているが、書面審査の結果が高得点のものを自動的に採択することはなく、合議審査に参加した評価者全員により、評点に対する考え方、研究課題に対する所見の内容等に関し活発な議論を行った上で、最終的に採択候補研究課題及び配分額を決定した。

なお、府省共通研究開発管理システム（e-Rad）を活用し、不合理な重複や過度の集中の確認を徹底しており、応募件数 1,365 件のうち、不合理な重複や過度の集中に該当する可能性があるとして評価者から指摘があったのは 138 件であったが、審議の結果、不合理な重複や過度の集中を理由として不採択とされた研究課題はなかった。

II 「審査概況」に対する検証結果

1 「応募書類の受付」について

応募書類の受付については、電子申請システムを活用して行っており、研究機関にとっては応募書類の提出に伴う事務手続きの簡素化、文部科学省にとっては審査資料の作成等の効率化に資するものであり、今後も電子申請システムの改善等に努めることが必要である。

2 「審査体制」について

平成 22 年度審査は、昨年度に引き続き、「科学研究費補助金における評価に関する委員会の設置について」（平成 21 年 3 月 23 日研究振興局長決定）に基づき置かれる委員会において、「評価規程」に則り審査を実施した。

専門委員会の開催に当たり、あらかじめ各評価者が行う書面審査の結果については、「電子申請システム」を通じて入力するシステムを活用しているが、結果の集計から合議審査のための資料作成が効率的に行われたこと、特定領域研究と同様、「公募研究に係る定型所見」の開示が可能になっていることなどを踏まえると、効率的、効果的な審査の実施につながっていると考えられる。

今後も若手研究者を評価者として積極的に登用することを考慮すべきである。若手の頃から科研費の審査に評価者として参加する経験は、自身とは背景の異なる研究活動を展開している研究者の様々な考え方に触れる良い機会になるものである。また、審査の大変さを理解する上でも大変意義がある。特に、専門委員会は、研究分野の近い比較的少人数で構成され、書面審査と合議審査を経験することができるため、若手が科研費の審査を経験する場として相応しいと考えられる。ここでの経験が将来的に大型の研究費の評価者として相応しい能力を身につける上で大いに役立つと考えられる。ただし、若手が議論に参加しやすくなるよう、合議審査時における司会役の評価者を含む周囲の評価者が配慮することも必要である。

3 「審査方法」について

専門委員会における審査は、委員会を構成する評価者による書面審査を経るとともに、その結果を踏まえて行う合議審査により適切に進められたものと考えられる。

あらかじめ領域代表者が作成し、書面審査の際に評価者に配付した「領域代表者の立場から見た公募研究への期待等」は、審査の効率的、効果的な実施に役立っていると考えられる。

4 その他

- 特定領域研究と同様「定型所見」による審査結果の開示を行っている。このシステムは、審査の充実を図るとともに、評価者の負担をできるだけ軽減しつつ、可能な範囲で開示の充実を図るためのものであるが、審査の改善にも少なからず効果があると判断する。引き続き実施していくことが必要である。

一方、「定型所見」を超える審査結果所見の開示については、現状においてはかなり難しい問題がある。具体的な審査結果所見の開示を今後実現させるためには、書面審査時に評価者が作成する自由記述所見を活用していくことが考えられるが、自由記述所見は、現在、各評価者が任意で記入することとしており評価者により記入内容に差がある。今後、個々の評価者のコメントをもとに専門委員会としての所見を作成することについては、評価者への負担の度合等を考慮しながら慎重に検討していく必要がある。

- 府省共通研究開発管理システム（e-Rad）を活用し、不合理な重複や過度の集中の確認を徹底しているが、今後も不合理な重複や過度の集中を排除するための取り組みとして充実していくことが求められる。

Ⅲ 審査に関して寄せられた主な意見等

評価者からは、審査に関して様々な意見等が寄せられており、主なものとしては次のことが挙げられる。

これらの意見等については、今後検討し、対応可能なものから改善していくことが求められる。

（審査方法等について）

- 現行の新学術領域研究における審査制度では、評点「5」のみ審査意見が必須となっているが、すべての研究課題について審査意見を必須とすることも検討すべきではないか。
- 書面審査では電子申請システムを使用しているが、タイムアウトの時間（30分）が短いのもう少し長くして欲しい。

（不合理な重複等の確認について）

- 不合理な重複や過度の集中に該当する可能性があるか否かは、事前の書面審査の際に確認するようにしてはどうか。

（補欠課題の選定について）

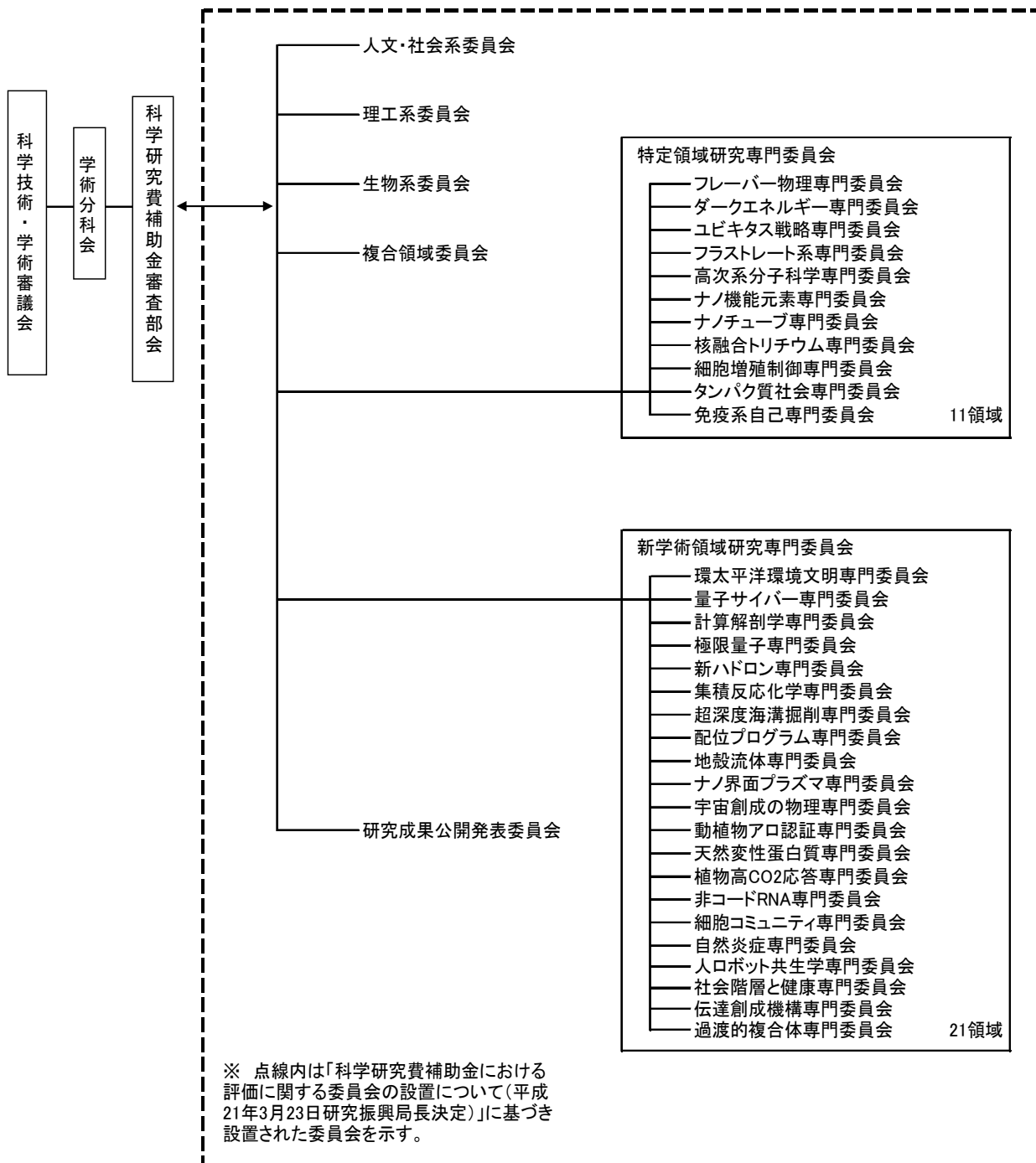
- 公募研究が採択されても、後日、他の新規研究領域の計画研究が採択されると、公募研究を辞退することになるので、辞退する可能性がある場合には、補欠課題を

採択できるようにして欲しい。

(その他)

- これまでは科研費に応募するだけだったが、今回初めて科研費の審査を経験してみても、公正に審査されていることを実感することができた。今後多くの若手研究者が科研費の審査に関わっていくことが重要だと思った。

平成 22 年度 科学研究費補助金 審査機構 図



平成 22 年度「新学術領域研究（研究領域提案型）」の審査担当委員会の開催実績

○ 新規の研究領域の審査に係る各委員会の開催実績

委員会名	開催日	内 容	応募件数
人文・社会系委員会	2月22日	ヒアリング対象研究領域の選定	9
	5月26日	採択候補研究領域等の選定	
理工系委員会	2月23日	ヒアリング対象研究領域の選定	85
	5月17・18日	採択候補研究領域等の選定	
生物系委員会	2月24日	ヒアリング対象研究領域の選定	104
	5月20～22日	採択候補研究領域等の選定	
複合領域委員会	3月1日	ヒアリング対象研究領域の選定	32
	5月31日	採択候補研究領域等の選定	

○ 継続の研究領域（公募研究）の審査に係る各専門委員会の開催実績

専門委員会名（領域番号）	開催日	応募件数
「地殻流体」専門委員会（2108）	2月16日	31
「細胞コミュニティ」専門委員会（3105）	2月17日	46
「集積反応化学」専門委員会（2105）	2月19日	249
「自然炎症」専門委員会（3106）	2月19日	118
「ナノ界面プラズマ」専門委員会（2109）	2月22日	61
「天然変性蛋白質」専門委員会（3102）	2月23日	95
「新ハドロン」専門委員会（2104）	2月24日	34
「動植物アロ認証」専門委員会（3101）	2月25日	46
「人口ロボット共生学」専門委員会（4101）	2月25日	27
「過渡的複合体」専門委員会（4104）	2月26日	128
「伝達創成機構」専門委員会（4103）	3月3日	81
「極限量子」専門委員会（2103）	3月4日	9
「非コードRNA」専門委員会（3104）	3月8日	92
「社会階層と健康」専門委員会（4102）	3月8日	14
「計算解剖学」専門委員会（2102）	3月9日	36
「配位プログラム」専門委員会（2107）	3月9日	197
「宇宙創成の物理」専門委員会（2110）	3月9日	26
「環太平洋環境文明」専門委員会（1101）	3月11日	5
「超深度海溝掘削」専門委員会（2106）	3月11日	17
「植物高CO2応答」専門委員会（3103）	3月11日	43
「量子サイバー」専門委員会（2101）	3月12日	10

継続の研究領域（公募研究）の審査を行う専門委員会における審査の流れ（イメージ）

(1) 専門委員会に評価者を配置

「〇△研究領域専門委員会」(8人)
(研究領域内評価者) A、B、C
(研究領域外評価者) D、E、F、G、H



(2) 各評価者が書面審査を実施

当該研究領域に応募のあった研究課題ごとに3人の評価者を割り振る。割り振りにあたっては、評価者の専門性、審査担当件数等を考慮しながら行い、「利害関係者」の申し出があった場合には、他の評価者に割り振りを変更する。

全ての研究課題について、3人ずつで書面審査(評点等)を実施。

【評価者への研究項目ごとの割り振りの例】

(研究領域内評価者)	A	→	(研究項目) A01、A04	(計75件)
	B	→	A02	(計35件)
	C	→	A03	(計40件)
(研究領域外評価者)	D	→	A01、A03	(計80件)
	E	→	A01、A02	(計75件)
	F	→	A03	(計40件)
	G	→	A02、A04	(計75件)
	H	→	A04	(計35件)



(3) 書面審査結果を集計し、その内容を踏まえながら合議審査を実施

合議審査は、原則として当該研究領域専門委員会を構成する評価者全員が一堂に会して行う。また、合議審査に参加した評価者全員により、評点に対する考え方、研究課題に対する所見の内容等に関し活発な議論が行われ、最終的に合議により採択候補研究課題を決定。

「〇△研究領域専門委員会」(8人)						
(研究領域内評価者) A、B、C						
(研究領域外評価者) D、E、F、G、H ← うち1人が司会役。						
(集計した書面審査結果に基づく審査資料のイメージ(評点部分のみ))						
		評定要素				研究概要
		(a)	(b)	(c)	(d)	総合評点 との整合性
応募者L (研究課題名)		3/4/4	3/4/4	3/4/4	4/4/4	4/4/5 ◎/○/◎
応募者M (研究課題名)		3/4/3	3/3/3	4/4/3	4/3/2	4/4/3 ○/△/△
応募者N (研究課題名)		3/3/2	3/3/3	2/3/3	3/3/2	3/3/2 ○/○/△